

第11期（令和7年度）

# 総会議案書（案）

日時 令和8年2月15日（日）  
午後19時00分

場所 竹町公民館

農事組合法人 竹町農業生産組合

# 第11期 総会議案書

## 次第

1. 開会の辞
2. 代表理事挨拶
3. 総会成立宣言
4. 議長選出
5. 議事録署名人指名
6. 書記指名
7. 議事
  - 議・第1号 農事組合法人11年間の総括
  - 議・第2号 第11期事業年度（令和6年度）決算・剰余金処分（案）について
  - 議・第3号 農事組合法人 竹町農業生産組合の解散について
  - 議・第4号 清算人の選任について
  - 議・第5号 残余財産の処分方法について
  - 議・第6号 役員退職慰労金について
8. その他
9. 閉会の辞

## 議・第1号 農事組合法人11年間の総括

本年度につきましては、耕作地を引き受け手の皆さんに円滑に移管するべく、圃場や排水路の整備、土手の除草作業、畦畔ブロックの撤去等を進めて参りました。また前年度事業の残務処理や会計処理、解散に向けた事務手続きを並行して進めております。会計につきましては、JAからの過年度作物の精算金入金、昨年度の補助金入金、未払いの肥料・農薬費、修繕費等があり、これにつきましては後ほど報告し、承認をいただいております。

昨年度の総会にて既に法人解散について報告しておりますが、本日の総会で改めて解散決議をいただく運びとなっております。解散を前にこの10年を振り返り整理してまいりますと以下の様な経過を辿っております。

### 1. 設立と経営基盤の拡充(2015年度～2017年度)

当組合は平成27年度(2015年度)、故川橋俊雄前代表理事を中心に、JAを含む39名の組合員で「竹町の農地は竹町で守る」という理念のもと、農事組合法人・竹町農業生産組合として発足いたしました。設立当初は転作小麦を主な事業として取り組み、国の補助金にも支えられ、赤字を出すことなく順調に経営を進めることができました。

また、経営基盤を拡充するため農地中間管理機構への農地集積を進めるとともに、国の補助金を活用して大型トラクターやアタッチメント等の農業機械を導入し、作業の効率化と低コスト化を推進しました。

### 2. 麦跡農地活用による経営面積の拡大(2018年度～2020年度)

令和元年(2019年)に前代表理事が急逝され一時は混乱しましたが、新たな役員体制のもと、法人を安定的に運営し健全経営を維持することを方針とし事業を進めてまいりました。事業内容も小麦中心から、米・大豆・そば・キャベツへと拡大し、これらを作物別に独立採算とすることで耕作者のやりがいを上げ、収益向上に努めてまいりました。その結果、2020年度には売上約1,500万円、経常利益約1,300万円と、ともにピークを迎えております。

### 3. 外部環境の激変による経営環境の悪化(2020年度～2025年度)

しかしながら令和2年度(2020年度)には新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、経済活動が大きく落ち込む中、当法人も外食産業等の需要減による米価の下落等大きな影響を受けました。また、令和4年(2022年)に始まったロシアによるウクライナ侵攻の影響と、これに加えて急激に進んだ円安により、肥料や燃料などの農業資材が高騰、ここ数年製造原価を押し上げ続けております。更には、異常気象による収穫量の激減も重なり、令和4年度(2022年度)、令和5年度(2023年度)には水稻事業が単年度赤字に陥るなど、厳しい経営状況が続きました。

これに対し、水稻から小麦への作付を50%まで拡大するなど、組合員の経営努力と国からの支援により、なんとか厳しい状況を乗り越えて参りました。

一方、令和6年度(2024年度)には令和の米騒動が発生し、米価が高すぎるとの批判を受けながらも、ようやく一息付ける価格帯になったのではないかと思います。ただ、この現象も一時的なものと思われ、来年以降の米価は予断を許さない状況となっております。

### 4. 法人解散の決断

法人設立から10年経過して最大の経営課題となったのは、「耕作者の高齢化と深刻な担い手不足」です。法人設立時に17名いた耕作者は、2025年度には4名にまで減少しており、農業法人としての事業継続は困難であるとの結論に達しました。このような状況の中、幸いにも、荒川雅男氏、奥田徹氏が認定農業者の資格を取得され、農地の大部分を引き受けていただけるということになりましたので、地域の農地保全を優先し、法人の解散を決定いたしました。

組合員の皆様には、これまでのご支援、ご協力に深く感謝申し上げますとともに、事情をご理解賜りますようお願い申し上げます。

議・第2号 第11期事業年度(令和7年度)決算・剰余金処分(案)について

貸借対照表

商号 農事組合法人 竹町農業生産組合

代表者 北川 誠次

令和7年12月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
I 流 動 資 産	( 19,673,156 )	I 流 動 負 債	( 360,397 )
現金及び預金	18,877,372	未払法人税等	208,497
未収入金	678,200		151,900
未収入金	117,584		
II 固 定 資 産	( 100,004 )	II 固 定 負 債	( 880,000 )
有形固定資産	( 4 )	出資預り金	880,000
機械及び装置	4		
無形固定資産	( 0 )		
投資その他の資産	( 100,000 )	負債の部合計	1,240,397
出資	100,000	( 純 資 産 の 部 )	
		I 資 本	( 18,532,763 )
		1. 出 資 本 金	9,217,000
		2. 資 本 剰 余 金	( 0 )
		3. 利 益 剰 余 金	( 9,315,763 )
		(1) 利 益 準 備 金	6,480,000
		(2) そ の 他 利 益 剰 余 金	( 2,835,763 )
		繰越利益剰余金	2,835,763
III 繰 延 資 産	( 0 )		
資産の部合計	19,773,160	純資産の部合計	18,532,763
		負債・純資産の部合計	19,773,160

# 損益計算書

商号 農事組合法人 竹町農業生産組合

令和7年1月1日から  
令和7年12月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 売 上 高 農 産 物 売 上	3,422,266	3,422,266	3,422,266
II 売 上 原 価 期 首 棚 卸 高 当 期 農 業 原 価 合 期 末 棚 卸 利 期 上 棚 卸 利 益		0 2,446,846 2,446,846 0	   2,446,846 975,420
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 失		2,591,199	2,591,199 1,615,779
IV 営 業 外 収 益 受 取 配 収 当 息 金 入		16,901 1,000 2,994,022	  3,011,923
V 営 業 外 費 用		0	0
経 常 利 益			1,396,144
VI 特 別 利 益 農 業 基 盤 強 化 準 備 金 戻 入		1,500,000	1,500,000
VII 特 別 損 失		0	0
税 引 前 当 期 純 利 益			2,896,144
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		154,690	154,690
当 期 純 利 益			2,741,454
繰 越 利 益 剰 余 金		94,309	2,835,763
繰 越 利 益 剰 余 金 期 末 残 高			2,835,763

## 剰余金処分案

(単位：円)

I 当期末処分利益		<u>2,835,763</u>
II 任意積立金取崩額		
		<u>0</u>
計		<u>2,835,763</u>
III 利益処分額		
従事分量配当金	2,430,000	
利益準備金	243,000	
		<u>2,673,000</u>
IV 次期繰越利益		<u>162,763</u>

以上のとおり提出する。

商号 農事組合法人 竹町農業生産組合

代表理事 北川 誠次	理事 奥田 徹
	理事 荒川 敏和
	理事 船橋 雄平
	理事 川橋 幸己

監査の結果、貸借対照表、損益計算書および損失処理について、いずれも適法かつ正確であることを認める。

監 事 荒川 雅男	監 事 小西 信弘
-----------	-----------

## 議・第3号 農事組合法人竹町農業生産組合解散について

### 解散理由

当法人は平成27年の設立以来、約10年にわたり竹町の農地保全と農業経営に努めてまいりました。しかしながら、耕作者の高齢化と担い手不足が深刻化しており、設立当初17名いた耕作者は現在4名となっております。この人員体制では法人運営の継続が困難であると判断いたしました。また、国庫補助金で導入した大型農機の減価償却が令和7年4月1日をもって完了し、補助金の返還義務が発生しない見通しが立ったため、この時期での解散を提起いたします。

- ・ 根拠法令：農業協同組合法に基づき、総会決議をもって解散いたします。
- ・ 効力発生日（解散予定日）：令和8年2月15日。

### 【参考】生産組合解散スケジュール

	令和7年	令和8年						
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
解散手続き	第11期 事業年度		2月15日 第11期 総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算人選出</li> <li>・ 農機売却⇒入金</li> <li>・ R6年産精算金入金</li> <li>・ 法人、役員登記抹消</li> </ul>				7月初 結了 総会

1) 法人を完全に解散するまでに、解散と結了の二つの総会を行う。

2) 都道府県知事への解散届け（解散より2週間以内）

3) 法務局への解散届および清算人就任登記

4) 官報公告（債権者に債権申出を催告：申し出期間2ヶ月以上）

債権者に告知するために官報に掲載

※これら解散手続きには司法書士が必要で25万円ほどかかる。結了時点にも司法書士費用として10万円くらい必要。

4) 資産の処分は結了迄に全て完了する。

5) 結了時に最終決算と総会を行い、確定申告を税務署に提出し、総会より2週間以内に法務局で結了登記を行う。（これによって解散手続きは全て完了、法人番号も消滅）

## 議・第4号 清算人の選任について

- 1) 清算人 北川 誠次
- ・ 権限 財産の換価、債務の弁済、残余財産の分配など、清算事務の範囲

### 2) 清算事務局と担当

清算人補佐 奥田徹

会計担当 荒川敏和

財産整理 川橋幸己、船橋雄平

総務担当 東純市、中川昭三

監査委員 小西信弘、荒川雅男

- ・ 職務 清算人を補佐し清算実務を遂行する

## 議・第5号 残余財産の処分方法について

### 残余財産の分配方法 出資額に応じて分配

※出資金+配当が返還されます。但し、配当については20.42%の税が源泉徴収された後、支払われます。  
配当が10万円を越える場合は、来年の確定申告で配当所得として総合課税で申告する必要があります。

## 議・第6号 役員退職慰労金について

解散に伴い辞職する以下の役員に対し、長年の功労に報いるため退職慰労金を支給いたします。

・代表理事	：北川誠次	34.0万円
・理事	：奥田徹	14.5万円
・理事	：荒川敏和	22.5万円
・理事	：川橋幸己	24.0万円
・理事	：船橋雄平	19.5万円
・監事	：小西信弘	14.0万円
・監事	：荒川雅男	18.5万円
・副部長	：東 純市	18.5万円
・副部長	：中川昭三	18.5万円

※支給額は役職別基準額×在職年数で算出しております。

### (最後に)

農事組合法人設立から今日まで永年にわたり組合員の皆様には多大なるご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございました。

法人解散後には、30ヘクタールの広大な農地を4人の耕作者の皆さんに預かっていただきます。農地は農業経営の基盤ですが、それとともに地域の生活環境や自然を守るための重要な資産でもあります。町内では「自治会」や「しぜんを守る会」で草刈りやカバープラントの植栽、農道整備、排水路の補修、泥上げ等が行われていますが、これは農地を守るためだけでなく我々の生活環境をも守るための活動です。竹町の農村環境を末永く維持するために、今後ともご支援、ご協力を宜しく願います。

以上